○農林水産省告示第千三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市江刺区伊手字阿原山一の七七、一の一〇〇、一の一一〇、一の一五七、一の二四七、江刺区米里字鶴城二一一の一、二一一の四、二一一の七から二一一の九まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県胆沢郡金ケ崎町永栄中の又五七の一、五七の一四

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県奥州市衣川区増沢二四八の一、二八三、三一六の二、小田三〇〇

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁並びに奥州市役所及び金ケ崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十一年九月二十四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県九戸郡九戸村大字伊保内第四地割字上谷地五五の一、五五の九、大字長興寺第五地割字銚子一の一、一の九四から一の九六まで、一の一二三から一の一二七まで、一の二九〇、一の四二〇から一の四二七まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県二戸市金田一字天狗五六の一から五六の三まで、五六の七

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岩手県一関市厳美町字板川一八五の五四、一八五の一三七、一八五の一八四、一八五の一八五

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁並びに関係市役所及び九戸村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十四日

国土交通大臣　前原　誠司

第一項の表長沼ＮＤＢの項中「昭和63年７月20日」の次に「（平成21年10月22日から平成21年11月18日まで供用休止）」を加える。

第二項の表武蔵ＶＯＲの項の次に次のように加える。

熊野ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用	平成21年11月19日	24時間	ＫＭＥ	なし	100	109.4	熊野ＤＭＥ（上欄にＮ33°27′Ｅ135°47′和歌山県東牟婁郡串本町）ＶＯＲ同じ

第二項の表串本ＶＯＲの項中「昭和39年２月15日」の次に「（平成21年11月19日から平成22年２月10日まで供用休止）」を加える。

第三項の表串本タカンの項中「昭和55年４月17日」の次に「（平成21年11月19日から平成22年２月10日まで供用休止）」を加える。

第四項の表関西２４ＬＩＬＳの項中

インナーマーカー	75	1
ミドルマーカー	75	1

を

インナーマーカー	75	1

に改め、同表熊本ＩＬＳの項中「熊本空港及びその周辺」を「熊本空港内」に、

109.304 109.296	10 10	

を

109.3	10	

に、

ミドルマーカー	75	1
インナーマーカー	75	1
アウターマーカー	991	100

を

インナーマーカー	75	1
DME	75	1

に、「070°」を「071°」に、「カテゴリーⅢ」を「カテゴリーⅠ」に改める。